

令和3年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月28日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	秋山	啓治	4番	中村	隆一
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地の賃借料情報について

9 議事

- 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

会議の状況

【議長】

それでは時間になりましたので、第3回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

来月7月23日金曜日にオリンピックが開催される予定です。また、二宮町では人・農地プランの話し合いを、中里地区は7月16日、一色地区は7月20日を予定しています。この目的は、地域における農業の将来のあり方を明確にすることです。皆さんも積極的に参加していただいて、話し合いを進めていただけたらと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、3番秋山委員、4番中村委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項(1)朗読 一

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、松根の松根台公園の北東側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして No.2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、富士見が丘2丁目の二宮大磯隧道の南西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして No.3になります。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、二宮の新田橋の西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして No.4になります。関係資料位置図の地図4をご覧ください。場所は、二宮の二宮駅北口交差点の東側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

最後に No.5になります。関係資料位置図の地図5をご覧ください。場所は、富士見が丘2丁目の富士見が丘2交差点の東側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項（２）農地の賃借料情報について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（２）朗読 —

それでは説明します。農地の貸し借りの際の日安として、農地の賃借料情報を農業委員会が提供しています。

町内の平均農地賃借料については、令和２年１月から令和２年１２月までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。

賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し、周知を図りたいと考えています。以上でございます。

【議長】

報告事項ですが、去年の金額を教えてください。

【事務局】

平成３１年１月から令和元年１２月は１２，０００円です。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第４号令農地法第３条第２項第５号の別段の面積の設定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第４号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

農地法第３条により農地の売買や貸し借りをする場合、農業委員会の許可が必要となります。

下限面積とは、同法第３条許可を得るための一つの要件となっており、権利取得後の面積が下限面積を超えない場合には許可できません。

同法第３条で下限面積は、原則、権利取得後の農地面積が、都道府県は５０a とされて

いますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるとされています。

現在、二宮町においては、令和元年度から25aとなっております。地域の情勢、農家数及び経営面積規模について大幅な変動が見られないため、事前にご意見をお伺い、今年度の下限面積についても、現行の設定面積のままとしています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

令和元年から25aに設定して、今年で3年目となります。下限面積は、耕作者を増やすために下げました。30aから25aに下げたのだと思いますが、耕作者の数は増えたのでしょうか。

【事務局】

年に数名新規就農者の方がいらっしゃいますが、まずは基盤法で利用権を設定するという所から始めていますので、農地法第3条で農地を取得する方は今のところいらっしゃいません。

【議長】

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第2号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。

【議長】

続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

秋山委員、お願いします。

【委員】

6月18日に中里地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、中里字竹ノ下2筆、棚田4筆、壺丁畑1筆、栗谷1筆、の計8筆となっております。

対象地は、みかんや露地野菜等が栽培されており、一部良好に管理されていない農地がありましたが、その他の農地は適切に利用されていました。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第5号関係資料をご覧ください。

対象地は中里字竹ノ下、棚田、壺丁畑及び栗谷に位置する8筆となります。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

1筆遊休地となっているところがありますが、このまま回答した場合、税法上の取り扱いはどうなるのでしょうか。

【事務局】

平成17年3月31日以前に相続をし、納税猶予を受けたものについては、耕作放棄した場合でも納税猶予の打ち切りはしないことになっております。平成17年4月1日以降に相続されたものの耕作放棄については、納税猶予の打ち切りに該当することになりますが、本案件については平成17年3月31日以前に相続が開始されたものになりますので、最終的な判断は税務署がすることになりますが、原則から言うと本案件を遊休地として報告しても納税猶予の打ち切りには該当しないということになります。

【議長】

もう少し詳しく説明をお願いします。

【事務局】

5号議案の対象地ですが、地権者へ1年前から納税猶予のことについて説明をさせてい

ただいっており、適正な管理をお願いしていたところであります。地権者の方も適正な管理についてご尽力いただいたところですが、当該地については手が付けづらい状況だということで、今回はこの1筆については遊休地ということで資料に記載させていただきました。

【議長】

では相続人の方もこの件については、承諾しているということによろしいですね？

【事務局】

お見込みのとおりです。

【議長】

他に意見などはよろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第5号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時35分閉会